

厚生委員会記録

1 日 時 令和3年2月22日（月曜日）

開 会 午後1時08分

閉 会 午後2時16分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 8人

委員長 高 田 真 里

副委員長 泉 英 之

委 員 松 井 邦 人

// 橋 本 雅 雄

// 松 井 桂 将

// 鋪 田 博 紀

// 高 田 重 信

// 高 見 隆 夫

4 欠席委員 1人

委 員 金 井 毅 俊

5 説明のために出席した者

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
部次長	岸 重臣
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	高畠 利明
参事（地域保健活動担当）	加藤 浩子
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄

【こども家庭部】

部長	田中 伸浩
部次長	舟崎 文彦
こども健康課長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	温井 信之

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	白山 江梨花
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。
本日は、金井委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告をいたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、鋪田委員、高田 重信委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

これより、福祉保健部所管分に入ります。

第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画（案）について、

富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）（案）について、

当局から順次説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

委員長 それでは、初めに、第4次富山市障害者計画・第6期富山市障害福祉計画・第2期富山市障害児福祉計画（案）について説明願います。

障害福祉課長　〔委員会資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について、質問等はありませんか。

高見委員　委員会資料３ページの第４次障害者計画の基本施策の中で、気になっていることがあります。

基本施策１の、地域共生社会という部分です。私はたまたまテレビ番組を見て勉強させていただいたのですが、共生というのは、日本の独特の文化らしいのです。欧米などには共生に当てはまるような文化はないということですから、日本にとって、このことについて考えていくことは非常に大事だろうと思います。

そのような中で、基本施策１の施策４に書いてあるボランティア活動について、近年、感覚が少し変わってきているのではないかと感じています。

ボランティアというものは、私たちの感覚では、基本的には自分の体を使って助けるとか、あるいは協力するとか、そのような類いの行動をボランティアと呼ぶというふうに思っていたのです。しかし近年は、有償ボランティアというものが出てきているらしいのです。

そういったものについて、どういうふうに考えていくのかなと思ったのです。

ただボランティア活動という言葉だけで表現されているものですから、その辺をはっきりしておくべきなのではないでしょうか。

私は、有償ボランティアというものは、その言葉自体がおかしいと思っています。有償なのであれば、ボランティアでも何でもありません。そのあたりの区分けをしっかりとされておかれたほうが、誤解されずに済むのではないかというような思いがあるのですが、どうでしょうか。

障害福祉課長

ボランティアの在り方というのは、やはり時代に従っていろいろ変遷してきているとお聞きしております、確かに今言われる有償のボランティアというものもございしますが、恐らく、今回御指摘がありましたように一そこまで考えが及ばなかったのですけれども一中にはボランティアの力を借りなければ維持できないというようなものもあるのかもしれない。

その辺については、それなりのきちんとした手当てをした上での維持ということも考えられるのかもしれないので、御指摘のあった部分につきましては、担当の部署とも、もう

一度確認させていただきまして、文言の整理ができるかどうかということも含めて検討させていただきたいと思います。

高見委員

その辺をしっかりと線引きしてください。
本当に自分の体を使って、一生懸命に無償で困った人を助けるぞという感覚の人と、そうでない人というのは、しっかりと区分けをしておかないと、心からボランティアに取り組む人たちに対して、少し申し訳ないなというような、そのような思いがあるものですから、そこはひとつよろしくお願いします。

鋪田委員

委員会資料3ページの基本施策2の中に、バリアフリー化の促進に向けてという記載があり、この中の、例えば施策3に、民間住宅への助成、市営住宅の改善等と書いてあるのですけれども、例えば公共施設などのバリアフリー化等についての方針というものは、この中には落とし込みはされてこないのでしょうか。

障害福祉課長

公共施設のバリアフリー化につきましても、従来からこの施策2のところで一応触れております。
例えば道路でありますとか公共施設のバリア

フリー化についても、十分配慮しながら取り組んでいくというような旨の記載をさせていただいているところでございます。

鋪田委員 施策2には、建築物の整備というふうに書いてありますけれども、これは、例えば公共施設などの建築物のバリアフリー化ということによろしいのでしょうか。

障害福祉課長 はい、そのとおりでございます。

松井 邦人委員 そもそも話になるのですが、委員会資料3ページの一同じく2ページの基本理念にも絡んできますが一基本施策2に、「障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー化」というふうに書いてありますけれども、バリアフリーという言葉自体は、障壁を取り除くという意味です。全ての人、つまり赤ちゃんであろうがけがをした人であろうがということでしたら、20年以上前から、基本的にはもうバリアフリーという言葉ではなくて、ユニバーサルデザインという言葉が正しい表現だと思うのですが、なぜこのような言葉を使っているのか、考え方を聞かせてください。

障害福祉課長 おっしゃるように、ユニバーサルデザインという表現もございます。

バリアフリー化というのは、今までの施策、計画の中で使ってきた言葉であるということもあり、それを引き継ぐような形で、今回このような表現を使用させていただいたところでございます。

精神とすれば、バリアフリーは誰もが使いやすい環境ということは当然あるわけでございますけれども、障害者の方の場合は、特に障壁を除去するというような、何といたしますか、もう少し……。

御存じのように、障害者の方というのはハンディキャップをっておられるわけでございますが、これまでの施策の言葉を引き継ぎながら、こちらのほうがより具体的になるのかなというような一感覚的な問題でございますけれども、そのような意識で使わせていただいております。

松井 邦人委員 それは分かるのですよ。ですから、施策2のところの「情報のバリアフリー化」という言葉に関しては適正な表現だろうと思うのですが、最後の「障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちとなるよう」という一文に関してですと、ユニバーサルデザイン化と

いう表現のほうが正しいのではないかというふうに思っていますので、それに対してどう思っているのか聞かせてください。

福祉保健部長 こちらの資料はあくまでも概要版なのです。具体的にユニバーサルデザインと言うといわゆるハード整備に関してという形になるのですけれども、まちづくりの中では、ハード面だけではなくて、今おっしゃったように情報ですとかいろいろなソフト面も含めた中で、障壁をなくして、誰もが同じ環境で使えるようにという意味合いを込めて、全ての人に優しく、ハード面、ソフト面を含めて障壁を取り除くという意味で、バリアフリー化というような表現をさせていただいているので、御理解をいただきたいと思います。

松井 邦人委員 今福祉保健部長も言われましたけれども、ユニバーサルデザイン化は、あくまでもハードではなくて考え方のはずです。国土交通省などもそういった指針を示しているはずです。これは、意見です。

委員長 意見ですか。
質問ではないということですか。

（「検討してほしいということでないか」と発言する者あり）

松井 邦人委員 ユニバーサルデザイン化というのは、そういうふうに全ての人が使えろという考え方だと思いますので、そういったようなことも含めて、今後、表記方法一適材適所で、物によってはやはりバリアフリー化という言葉を使ったほうが適当だということもあると思いますし、全体像で考えるのであれば、また違う表現の仕方をするというのも大事だと思いますので一そういったものに対して今後検討するようにしていただければと思います。

高田 重信委員 これは今の指針というか、計画案に基づいてつくられたものなのではしょうけれども、新しい時代へ向けて今後6年間やっていく中で、時代はやっぱりDXですとか一資料には情報のバリアフリー化と書いてありますが一もう少し時代を先読みしたというか、そのような観点が少し足りないと思っているのです。情報化一つにしても、今のこの新型コロナウイルスとの共存が新しい社会の生活様式になっていくという、そういった観点からは、どういうふうと考えられたのでしょうか。以前の計画をただ引き継いだだけのようなも

のに思えるのですが。

障害福祉課長 何といたしますか、表現する言葉につきましては、今のこのバリアフリー化の件もございましたが、ユニバーサルデザインという表現も計画の中では使わせていただいております。また、情報化ということにつきましては、例えば消防の分野においては、Net119緊急通報システムという、携帯電話を介した緊急通報の登録ができる新たなシステムがあります。それから国におきましても、電話リレーサービスという事業に関する法律が施行されました。こちらはオペレーターを介して、手話によって直接電話が可能になるというような取組であります。計画の本文においては、そういったものも盛り込みながら、位置づけをさせていただいているところでございます。

高田 重信委員 そういった表現が少し弱いと思います。新しい社会の中にあって、今は、テレワークですとかいろいろなことがあり、この先、生活の質の向上に向けても、DXなどといったものを扱ったりですとか、障害を持っている方にも使えるような何か新しい観点を取り入れながらの6年間になることが予想されますので、そういった、何か新しい表現も必要で

はないかなと思いました。今からこのような意見を言って通るのかどうか分かりませんが、また検討してもらえたらと思います。

障害福祉課長 例えばテレワークについても詳細版には記載はしております、今回はあくまでも概要版ということで、非常に言葉足らずなところがあって申し訳ございませんが、本文の中では、できるだけ時宜に合ったような文言に配慮しているつもりではございます。

今回、ホームページにおきましても本文の素案のほうは示させていただいておりますので、もしよろしければまた参考に御覧いただければと思います。

高田 重信委員 とにかく今後6年間という計画期間の中で、今、時代が変わろうとしていると、そのような観点をしっかり取り込んでいただければと思います。

福祉保健部長 そのことに関しては、この障害者計画と、そして次の高齢者保健福祉計画、どちらにおいても言えることですが、特に今回のコロナ禍において生活の状況が一変しまして、今後、元の状態に戻ることは恐らくないだろうと思われれます。

ですから、現状の中で、新型コロナウイルス感染拡大収束後の状況を見据えながらこちらの計画を改めて見直す必要があるということで、全体のトーンとしては、これまでの計画の踏襲だけではなくて、特に生活が一変しております新型コロナウイルス感染拡大収束後の新たな時代ということで、そこは十分今後の計画の中で意識をして見直すようにということをつくってきたものであります。今、高田 重信委員から御指摘のあった点については、我々なりに配慮して策定してまいりました。両計画ともです。

ただ、特に情報化に関しましては、我々の想像をはるかに超えたスピードで進んでおりますので、その部分については恐らく6年後にはかなり内容が陳腐化しているのではないかという懸念はありますけれども、そういったものを飲み込めるような少し大きな視点で、特にこの障害者計画といった理念的なものについては、本文の中でそういったものを俯瞰して記載—その観点で全部変更した部分もございますので、御理解いただきたいと思います。御理解いただけるような内容にはなっているかなというふうに思っています。

高田 重信委員 とにかく、皆さんはこれまでずっと蓄積して

きた大変膨大なデータを持っておられ、新しいAIなどを使いながら先を読んでいくという、いろいろなテクニックもできてきていると思います。

今言われたように、説明するときにそういった観点も持って検討したということも言ってもらえればまた分かりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

泉委員

一くくりに障害といっても、身体障害、精神障害などいろいろあると思います。まず私の認識を簡単に言うと、先天性の障害だったり、幼少期の病気による障害、あるいは交通事故やいろいろな事故による障害、それと加齢による障害、私の中では大体この4つに分類しております。

こちらの資料は大まかなものなのかもしれませんが、そもそもこういった障害の違いに応じてケアの仕方が違ってくると思うので、そういった細分化された分類も一概要版に挙げられるかどうかは別にして一ある程度、項目として計画の中に入れていただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長

今おっしゃったように、障害の発生の原因や特性というのはそれぞれ異なりますので、従

来からそれに関して、それぞれの観点からの取組ということでの記載は、詳細版には落とし込みをさせていただいたところでございます。

今回は、特に高齢化が進展しているということで、「親亡き後」というようなフレーズも国のほうでは掲げておりまして、市でも実際にいろいろな取組をさせていただいており、今回の計画の中でも、親亡き後という言葉を使わせていただきました。

加えて、お子さんの先天性の障害も増えてきているということで、その旨も今回は記載させていただきました。

泉委員

分かりやすい表現を検討いただければなと思います。やはり専門用語は出てくると思うのですが、計画の中では、一般の市民が見ても、こういうことなのだなと理解できるような表現にしていただければといった要望だけしておきます。

鋪田委員

資料の読み込み方を教えていただきたいのです。

委員会資料6ページの④、福祉施設から一般就労への移行等ということで、幾つか数値目標が記載されているのですが、項目の中に括

弧書きがありますよね。これは、国の示した指針が括弧書きになっているということによってよいのでしょうか。

障害福祉課長 はい、そのとおりです。

鋪田委員 そうしたときに、国が示した指針に対して、本市はもともとの母数が小さいので、人数が変わることでパーセンテージが大きく変わってくるとは思いますが、国の示した指針以上に市の課題として、ここはしっかりやりたいということで、それ以上の数値を挙げたようなものがあれば、教えていただけますでしょうか。

障害福祉課長 基本的には国の考え方を踏襲して定めることとされておりまして、市のほうでも、それに基づいて記載したところでございます。ただ、国が数字を定めていない部分もございまして、例えば②の精神障害のところに記載してありますもので、下の4つの項目につきましては市町村の見込量を定めなさいということになっておりまして、こちらの資料に記載してあります数値は、実績値に基づいて定めたものでございます。それから、⑤の件数につきましても、直近の令和元年度の数値を

基にして定めたところでございます。

高見委員 委員会資料6ページの④の就労の関係ですけれども、この計画の目標数値、これに関しては、つい昨日かおととい、テレビで公的機関が達成していないと報道されていきました。その中には富山市民病院も入っていたのですけれども、そのような状況が出てくると、せっかくこういう障害者計画を福祉保健部がしっかりと出しても、行政当局で達成していないところがあるのは、何をしているのだと言われかねません。

絵に描いた餅なのではないかと言われるようなことがないように、やっぱりいろいろなことを市役所全体で共有していけるように、福祉保健部も努力してやっていっていただきたいと思います。これは、要望しておきます。

委員長 ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

（「委員長」と発言する者あり）

委員長 委員外議員の発言の申出がありますが、許可してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員 先ほどの松井 邦人委員の質問に対しての答弁がどうもすっきりしていなかったのでお伺いしたいのですが、私はこういうことだと思っております。

本会議でも質問したことがあります。富山駅の中で、視覚障害者の方が待ち合わせできる場所が必要だと言ったときに、富山駅周辺地区整備課は、フロアシャンデリアを待ち合わせ場所にしてくれと言うわけです。

これは確かにバリアではないですね。全く障害にはなっていません。障壁ではありません。しかし、視覚障害者の方が待ち合わせ場所にするわけにはいかないわけです。フロアシャンデリアとは、フロアに埋めてある物です。こういうようなことを、ユニバーサルデザインにしてほしいのです。このように、バリアフリーとユニバーサルデザインは全然違うわけです。待ち合わせ場所をつくってほしいという願いに対して、バリアフリーとは違う、ユニバーサルデザインにしてほしいということにどう応えていくかということをお福祉保健

部は考えていかなければいけないのではないかなという問題が、松井 邦人委員のユニバーサルデザインという言葉に含まれているのではないかというふうに私は理解するのです。そういうふうに捉えて御答弁をいただいたら、言葉の意味の違いがはっきりと出てくるのではないかなというふうに思いますので、あえて委員外議員としての御提案といえますか、質問をさせていただきました。

福祉保健部長 今の御質問、御提言につきましては、我々も全く同じ考えでございますし、市全体としても多分同じ考え方でないといけないと思います。

今ほどおっしゃったように、例えばの話で富山駅の施設の関係のお話をされましたが、こういったことについても、ユニバーサルデザインという観点、あるいは、箱物についてはハートビル法の関係などで当然ユニバーサルデザインを意識して、すべからく整備すべきであります。

ですから、これは福祉保健部ではなくて、活力都市創造部なり建設部辺りがしっかりとそういう理念を持って整備していくべきであって、そういったものについて、市として共有していきましようというのがこの障害者計画

の理念です。

こちらの計画は福祉保健部の理念ではなくて富山市の理念として策定しているものでありますので、そういった御意見等がございましたことについては、福祉保健部として該当の部局に対してもきちっと説明の上、今後、共通認識の上で、一緒に、いわゆる誰もが暮らしやすい富山市づくりに市を挙げて取り組みましょうという理念を共有してまいりたいと思っています。

ありがとうございます。

村上議員

そこで、松井 邦人委員の言うように、バリアフリー化ではなくてユニバーサルデザイン化の促進ではないかという質問に戻るわけですが、その文言を変えるというようなことまでは考えられませんか。

福祉保健部長

今の時点では、特に言葉の定義でどうこうというものではなくて、今おっしゃったようなトーンについては、計画全体の中に当然掲載しているというふうに我々は認識しております。

この概要版については、ハード面だけではなくて全体的に、誰もがどういった方に対しても障害のない環境を目指しましょうというこ

とですので、こちらのほうが多分すっと入っていくのではないかと考えておりますことから、概要版についてはこのように進めさせていただきたいと思っております。

ただ、全体のトーンは、今おっしゃったようなことは我々も意識しておりますし、市全体で共有しなければならないものと考えております。この計画策定に当たっても、福祉保健部だけでつくったわけではありませんので、全部局からの意見なり実際の事業等を反映していただくような形で進めておりますので、よろしくをお願いします。

今後、必要があれば、またいろいろ、3年ごとの見直しなどの中で、そのままよしとするわけではなくて、絶えず先を見ながら、変えるべきところは変え、今後制度もどんどん変わると思っておりますので、そこは柔軟に対応してまいりたいと思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）（案）について説明願います。

長寿福祉課長

〔富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健

福祉計画）（案）について、
委員会資料により説明]

介護保険課長 〔富山市高齢者総合福祉プラン（第8期介護
保険事業計画）（案）について、
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、質問等はありませんか。

泉委員 委員会資料20ページの、コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくりの体系というところに記載されている施策の体系なのですけれども、4番の（2）に、地域の連携で支える雪対策等の推進とあって、歩道除雪の推進や地域ぐるみ除雪活動の推進と記載されています。

今年の大雪を踏まえてですけれども、これは確かに立派なスローガンだと思います。しかし、テレビで少し拝見しただけなのですが、南砺市では自治振興会に除雪費用も含めてお金をお渡しして、それで高齢者宅が近所の方々に助けられているというニュースを見たのです。

南砺市ではこういった取組が成果を上げているのですが、富山市としては、どのようなプ

ランを実際に想定してこういう文言を掲げられているのかお聞かせください。

長寿福祉課長 除雪の対策となりますと、高齢者の関係に特化した部分は私ども長寿福祉課、実働的な部分については建設部、そして今言われたような自治振興会を中心とした除雪活動は市民生活部という形になっております。

今の除雪費用のお渡しということは、富山市では実施していないのですが、一応、秋ぐらゐに自治振興会のほうで、除雪をしてほしい高齢者の方と、逆に、除雪をしてもいいよという方—先ほど高見委員が言われたように、有償ボランティアはどうなのかというような問題はあるのですが、どうも有償らしいのですけれども—そこをマッチングして屋根の雪下ろしなどといったことをやってもらうという事業は実施しております。

ただ、いかんせん、ここ2年ぐらゐ暖冬が続いていたものですから、私も町内会で役員をしていたのですけれども、除雪を希望される高齢者の方が全然いなくて、当然ボランティアの方ともつなぐことはありませんでした。しかし、いざ、やっぱり今年の1月のときのように大雪になった場合には、高齢者の方から何とかしてほしいというような形で声が上

がり、それこそ町内会の役員の者や民生委員の方などが動いて、高齢者のお宅を除雪したというような実情があります。

今回のことを踏まえて、その辺りのマッチングがうまくできればいいのかなということは思っているのですけれども、課題になるのは、その担い手となる、雪を下ろされる方です。どの地域も高齢化率が高まっているので、建設会社のボランティアの方などが結構動いてくれたりしているようなのですが、ボランティアの方をいかに確保するかが課題となると思います。

泉委員が住んでおられる大山地域は逆にしっかりしていて、雪下ろしなどをされる方と近所の方とのネットワークがきちんとできています。屋根雪下ろしの除雪費用については、1メートル以上積雪した場合に長寿福祉課が助成しているのですけれども、大山地域はすごくしっかりしていて、既にネットワークが構築されているということもあります。

しかし、今回は特に平野部の雪がひどかったため、なかなか担い手が見つからずに大変だったというふうに聞いています。

仕組みとしては、一応そういうものはあるのですが、今回の大雪を踏まえて、今後、その辺りは、ある程度バージョンアップと言いま

すか、修正が必要なのかなというふうに思っております。

泉委員

やはりこれだけの雪が降り、一度いい経験をしたと私は思っているのも、それを生かして行っていただきたいと思います。

それと、やはりボランティアの方の活動で、特に屋根の雪下ろしなどをされたとき、その方が屋根から落ちて負傷した場合に何の補償もないということになると心配なので、このあたりについても、何らかの対応をしていただけるような検討もしていただきたいなという要望だけしておきます。よろしく願いします。

高見委員

委員会資料14ページの基本方針Ⅰの3番の中に、高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進との記載があります。確かにこのことを基本としていかなければならないわけですよ。

ただしかし、残念ながら、核家族化によって、時代がこれにだんだんと逆行していているのです。

やっぱり、家族で介護していただける皆様方に対してもう少し手厚い形でバックアップするような考え方をしっかりと打ち出していっ

たほうが、核家族化の歯止めにもなりますし、さらに、家族の中の潤いといいますか、世代間交流ですとかいろいろなものがその中で生まれてくることになりますので、これについて、肉づけを厚くして今後やっていっていただきたいなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

長寿福祉課長 今委員がおっしゃったように、介護の問題というものは結構見直されておりました、地域包括支援センターなどでも、それに関係するような、家族介護に対する気持ちのようなものなどの相談等も受けたりしている状況でございます。

ただ、高見委員がおっしゃるように、単身世帯がどんどん増えていって、先ほど、委員会が始まる前にもおっしゃっていましたが、女性の単身世帯がかなり増えているという状況になっております。

逆に、夫婦で暮らしておられましても、奥さんのほうが要介護状態になって、旦那さんが一生懸命に面倒を見ているという状況になっているという家庭も見ます。

そのような情報をキャッチした場合には、できるだけ、地域包括支援センター等でその家庭を訪問するようにして、支援サービスのほ

うにつなぐと。

富山の県民性なのかもしれないのですが、家の中にそのようなサービスをなかなか入れたがられない方も多いのですが、デイサービスやホームヘルプをできるだけ入れることによって、その家族の介護で支えられるというような形に持っていければいいかなというふうには思っております。

高見委員

少し余談になってしまうかもしれませんが、面倒を見るべき家族がいるにもかかわらず、見ていないという状況もあります。

核家族化によって、若い人たちが外へ出てしまっているというケースに対しては、本当は別途、特別課税なりをしたほうがいいのかというのが私の基本的な考え方なのです。

家族で、例えばじいちゃんがばあちゃんの介護をするとか、あるいはじいちゃんの介護を息子や娘がしているとか、そのような形がどんどん出てきてくれるような、そういう方向へ持っていって、さらにそれを推進するような、そういう施策をやっぱり打ち出していただきたいなと思います。

こちらの委員会資料でも少し言及されているのですが、この部分を大きくクローズアップするような、そういうものにしていっ

ていただければありがたいなど。そうすれば、いろいろな面でこの人間社会、地域社会が変わってくるような気がしますので、そのあたりはひとつまた考えてやっていただけないでしょうか。

委員長 要望ですね。

（「はい」と発言する者あり）

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、福祉保健部所管分を終了いたします。この後、こども家庭部所管分に入ります。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔福祉保健部退室／こども家庭部入室〕

委員長 これより、こども家庭部所管分に入ります。特定不妊治療費助成事業の拡充について、当局から説明を求めます。

こども家庭部長　〔挨拶〕

こども健康課長　〔委員会資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について、質問等はありませんか。

松井 桂将委員　今ほど御説明をいただきました、受精卵等を冷凍、解凍するといったことを行える医療機関は、富山市内及び県内にはどれぐらいあるのでしょうか。

こども健康課長　富山市内には4か所ございます。富山県内には6か所ございます。

高見委員　女性の場合は治療開始年齢が42歳までということは分かりました。資料の項目1の一番下に記載のある男性不妊治療についてですが、男性の場合は、年齢は何か関係があるのですか。

こども健康課長　国のほうでは、男性につきましては特に年齢を定めておりません。妻は43歳未満ですので、年齢が相当離れておられない限りは、やっぱり夫についても……。

橋本委員 文言の確認ですが、事実婚の定義がいまいち分からないのですけれども。

こども健康課長 事実婚につきましては、まずは国が令和4年度には不妊治療への保険適用ということを見据えております。年金や医療保険等の社会保険制度の中では、事実婚と法律婚というものは分けていないということもありまして、今回、事実婚を加えるということにしております。

申請時には、夫婦それぞれの戸籍謄本と住民票を提出していただくことになっております。戸籍謄本では、重婚ではないということを確認しまして、住民票では、同一世帯かどうかということを確認することとしております。

泉委員 私も同じくこれについて少し疑問を持ったのですが、同居であるということが確認できればもちろん事実婚というものは認めるのでしょうけれども、例えば片方の方が世帯から離れた場合には、事実婚と認められるのかどうかというところが少し気になりました。

こども健康課長 同一世帯でない場合につきましては、その理由につきまして、申立書という書類を記載して提出いただくことになっております。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。
これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

令和3年2月22日
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 鋪田博紀

署名委員 高田重信